

令和7・8年度

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者（建設工事）の格付要領

坂戸、鶴ヶ島水道企業団では、令和7・8年度指名競争入札等参加資格者（建設工事）の級別格付について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事等入札参加資格に関する規程（昭和59年坂戸、鶴ヶ島水道企業団規程第4号）第2条の規定に基づき、次のとおり行っています。

1 資格審査数値

格付に用いた資格審査数値は、資格審査申請に用いた経営事項審査結果の申請業種ごとの総合評点（P点）です。官公需適格組合が特例計算の申請をした場合は、その数値となります。

2 格付基準

前記の資格審査数値により、下表のとおり格付をしています。

令和7・8年度指名競争入札等参加資格者格付基準

業者 の級別	級別総合評点（P点）				
	土木、建築 一式工事	舗装工事	水道施設 管工事	電気 機械工事	その他の工事
A級	1000点以上	700点以上	900点以上	1000点以上	その都度企業長 が定める点数
B級	800点以上 1000点未満	600点以上 700点未満	700点以上 900点未満	700点以上 1000点未満	同上
C級	650点以上 800点未満	600点未満	700点未満	700点未満	同上
D級	650点未満				

3 参加資格及び格付の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間で、有効期間中の格付変更は行いません。

4 指名競争入札等参加資格者名簿の公表

資格者名簿は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団財務課の窓口（2階）及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団ホームページ（指名競争入札等参加資格審査申請ページ）で一般に公表（閲覧）しています。

5 登録事項の変更

商号、所在地、代表者、代理人、許可の更新等、登録事項に変更が生じた場合は、証拠書

類を添えて速やかに変更届を提出してください。ただし、登録業種の変更、追加はできません。

なお、資格者名簿については、毎年度4月及び10月に更新します。

6 資格者名簿からの抹消

- (1) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当する者となったときは、その者を資格者名簿から抹消します。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第2項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名競争入札に参加させないこととされた者
 - ③ 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき
 - ④ 金融機関に取引を停止されたとき
 - ⑤ 独占禁止法第3条（不当な取引制限）又は第8条第1号（事業者団体による競争の制限）の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると企業長が認めるとき
 - ⑥ 刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると企業長が認めるとき
- (2) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することがあります。
 - ① 申請者に係る事項についての変更届又は営業停止命令、営業の休止・再開・廃止、官公需適格組合の証明を受けた者が当該証明を受けられないこととなった届出を忘れたとき。
 - ② 資格審査申請書、各種届出書類、参加資格承継申請書及びこれらの添付書類の記載事項が虚偽であったとき。
- (3) 資格者名簿に登載された者が、次のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について資格者名簿から抹消します。
 - ① 資格者名簿に登録されている業務又は業種の登録・許可を受けていない者となつてから、新たに登録・許可を受けることなく90日を経過したとき。（建設業許可、測量事務所登録、建築士事務所登録など）
 - ② 資格者名簿に登録されている業務又は業種について営業を廃止したとき又は登録名簿から抹消を申し出たとき。

7 経営事項審査結果通知書の提出

坂戸、鶴ヶ島水道企業団の指名競争入札等参加資格者登録を行った建設業者は、毎年度、決算ごとに経営事項審査を受審し、その結果通知書を提出（郵送可）してください。入札参加資格者登録の有効期間内であっても、審査基準日（決算日）から1年7か月を経過した経営事項審査結果通知書は無効となり、入札等に参加できなくなる場合があります。経営事項審査は、結果通知書が届くまで時間がかかりますので、速やかに手続きを行ってください。